福島市

http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/101/kosodateouenteate.html

子育て世帯を応援する手当を支給します

いいね！ 5 ツイート 1 印刷用ページを表示する

子育て世帯応援手当制度について

福島市で子育てする世帯を支援するため、福島市独自の制度として、平成27年度から「子育て世帯応援に係る手当」を支給します。

支給要件

平成27年10月1日現在において、福島市に住民登録が引き続き1年以上あり、(1)(2)いずれかに該当するかた。

(1)中学生までの子ども(平成12年4月2日～平成27年10月1日生まれ)を1人以上監護(※)している生計同一の父または母。

(2)父または母に監護されない中学生までの子ども(平成12年4月2日～平成27年10月1日)を1人以上監護し、生計を維持しているかたで、児童福祉法などに定める施設設置者及び里親でないかた。(例:祖父、祖母、おじ、おばなど)

※監護とは、子どもの面倒をみており、通常必要な監督・保護をしていること。

※「中学生までの子ども」は、福島市に住民登録がある子どもに限る。ただし、児童福祉法などに定める施設に入所している子ども(2ヶ月以内の短期入所契約は除く)と里子は対象外。

支給金額

支給対象子ども一人あたり年額1万円

申請方法

市より平成27年11月上旬に対象となる世帯に申請案内と申請書類及び返信用封筒を送付します。

(1)申請書類に必要事項を記入し、申請者本人名義の金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー(口座名義・金融機関名または金融機関コード・口座番号の記載が確認できるもの)を貼付してください。

(2)返信用封筒に封入し、封筒に住所及び氏名を記入のうえ、郵便ポストに投函してください。

※手当の申請は、市役所本庁・各支所・出張所・行政サービスコーナーでは受付しておりません。郵送または子育て支援課の窓口でのみ受付します。

申請期限

平成27年12月31日(木曜日)

※ただし、申請期限を過ぎても平成29年9月30日までに申請すれば受け取ることができます。

支給決定

平成28年3月に「支給・不支給決定通知書」を送付します。

支給方法

指定口座への振込により支給します。

平成27年12月31日までに申請し、支給決定されたかたには、3月下旬に振り込む予定です。

このページに関するお問い合わせ先

子育て支援課
〒960-8002 福島市森合町10番1号
お問い合わせメールフォーム
子育て支援係
電話:024-525-3767